

小松島市公衆無線LAN環境整備業務に係る公募型企画・提案方式実施要領

1 趣旨

本要領は、小松島市公衆無線LAN環境整備業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募型企画・提案方式（以下「提案方式」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

小松島市公衆無線LAN環境整備業務

(2) 業務実施場所

施設名	所在地
小松島厚生福祉解放センター	小松島市中郷町字加藤18番地の1
目佐厚生福祉解放センター	小松島市坂野町字目佐101番地
泰地総合センター	小松島市中郷町字桜馬場103番地の1

(3) 業務内容

公衆無線LANサービス提供

- ①公衆無線LANサービス提供に必要なネットワークの設計、敷設、設定、動作試験
- ②公衆無線LANサービス提供に必要なハードウェア、ソフトウェア等の準備、構築
- ③公衆無線LANサービスにおける運用及び保守

③については本業務に含まないが、本業務仕様書「小松島市公衆無線LAN環境整備業務仕様書」の公衆無線LANサービス提供に係る運用及び保守要件に定める内容を運用開始時に行える環境、体制を整えること。

なお、公衆無線LANサービスが運用可能となった時点で、市と本業務受託者の協議の上運用及び保守に関する契約を締結する。

(4) 予定価格（提案上限額）

6,244,700円（消費税及び地方消費税を含む）

予定価格（提案上限額）は「2業務概要（3）業務内容①②」の業務における費用の合計額（以下「初期費用」という。）を対象とする。

「2業務概要（3）業務内容③」の業務における費用の合計額（以下「運用費用」という。）は本業務の予定価格には含まない。

(5) 履行期限

契約締結日から令和5年3月20日まで

3 担当部課

〒773-8501

徳島県小松島市横須町1番1号
小松島市市民環境部人権推進課
電話 0885-32-2122 FAX 0885-33-3525
メールアドレス：jinkensuishin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

4 選定方式

選定方式は、本実施要領に記載する提案書等を求め、その提案内容、見積額を総合的に比較検討し、最適な事業者を提案方式で選定する。

5 参加資格

本提案方式への参加者は、次に掲げる資格要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 小松島市建設業者等指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 小松島市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (4) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (5) 公衆無線LANサービスを業とし、国又は地方公共団体向けにサービス提供をした実績（「2 業務概要（3）業務内容①②」の業務を平成23年4月1日以降に受注し、完了した実績）を有していること。

6 実施スケジュール

本提案方式の実施スケジュールは、次のとおりである。

なお、様式類は、本市ホームページからダウンロードすること。

	項目	期間等
1	公告日	令和4年11月22日（火）
2	参加表明書受付締切日	令和4年11月30日（水）
3	参加資格結果通知書送付	令和4年12月2日（金）
4	質問書の受付締切日	令和4年12月9日（金）
5	質問書の回答日	令和4年12月15日（木）
6	辞退届の提出期限	令和4年12月20日（火）
7	応募書類（提案書）の提出期限	令和5年1月6日（金）
8	提案書の特定（受注候補者の特定）	応募書類（提案書）の提出期限より2週間以内
9	契約締結	提案書の特定（受注候補者の特定）より2週間以内

7 参加表明の手続き等

本提案方式への参加を希望する者は、次により公募型企画・提案方式参加表明書、参加資格確

認書等を提出すること。

(1) 提出書類

①公募型企画・提案方式参加表明書（様式1）

②参加資格確認書（様式2）

【添付書類】参加資格確認書に記載した業務の内容等について確認できるもの（契約書の写し等）

③指名競争入札等参加資格審査申請書

ア 指名競争入札等参加資格審査申請書（様式第一号）

イ <営業種目区分表> 物品・役務

ウ 使用印鑑届（様式第二号）

エ 審査事項

オ 経歴書

カ 誓約書（様式第三号）

③の作成方法については、小松島市ホームページ 指名競争入札参加資格審査申請書等の作成要領に準ずる。

なお、すでに指名競争入札参加資格審査申請書を小松島市に提出済みの場合、③指名競争入札等参加資格審査申請書（ア～カ）の提出は不要とする。

(2) 提出期限

令和4年11月30日（水） 午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

なお、持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(4) 提出先

小松島市市民環境部人権推進課（市役所1階）

住所：〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号

(5) 提出部数

正本1部（代表者印を押印したもの）

(6) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後、公募型企画・提案方式参加資格確認結果通知書（様式9）により通知する。参加資格を有することを確認した者には、提案書提出依頼通知書（様式10）を併せて通知する。（令和4年12月2日（金）発送予定）

8 質問書の受付・回答

本提案方式に関する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式3）

(2) 提出期限

令和4年12月9日（金） 午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。

なお、他の方法による質問は一切受け付けない。

(4) 提出先

小松島市市民環境部人権推進課

メールアドレス：jinkensuishin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

(5) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和4年12月15日（木）に小松島市ホームページで公開する。

9 辞退届の提出

参加申込後、提案方式への参加を辞退する場合は、辞退届を次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

辞退届（様式8）

(2) 提出期限

令和4年12月20日（火） 午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

なお、持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(4) 提出先

小松島市市民環境部人権推進課（市役所1階）

住所：〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号

10 提案書の提出

本提案方式に関する提案書は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書（様式4）

代表者印を押印の上、提案書の鑑表紙として提出すること。

②業務実施体制（様式5）

業務の実施体制、担当する業務内容について記入すること。

③要件適合性チェックリスト（様式6）

回答欄及び提案書頁欄について記入すること。

④提案書（任意様式）

提案書の作成にあたっては、「小松島市公衆無線LAN環境整備業務仕様書」の内容を踏まえ、1案のみ作成し業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。

なお、サイズはA4に統一するものとし、文章を補完するためのイメージ図・イラスト・グラフ等を見やすくするためA3サイズの使用は可とするがその場合は、A4サイズに折り込むこと。

⑤見積書（様式7）、見積内訳書（任意様式）

業務見積書

本業務の初期費用は予定価格（提案上限額）以内とし、対象エリアごとに積算根拠が分

かる費用内訳を記載のうえ、金額提示すること。

アクセスポイント及び付帯機器については、機器ごとに、初期費用（買取等）又は、レンタルもしくはリースによる運用費用が発生するのか等、費用に関する条件を明確にすること。なお、初期費用に運用費用は含めないものとする。

ア 初期費用

- ・「2業務概要（3）業務内容①②」を実施するために係る必要な費用を全て含むこと。
ただし、ブロードバンドルータは市用意のブロードバンドルータを使用するため、ブロードバンドルータ費用を除いた金額とする。
- ・SSIDの発報やその他諸作業に係る初期開発費用を定めること。
- ・アクセスポイント及び付帯機器等のサービス環境構築に必要となる各機器の価格を定め、一覧を市に提示すること。

イ 運用費用

- ・公衆無線LANサービスの運用及び保守を実施するために、回線費用を除いた必要な月額費用及び60か月（5年間）運用した場合の費用を定めること。また、保守の内容は、本業務仕様書「小松島市公衆無線LAN環境整備業務仕様書」に定める内容とする。

(2) 提出期限

令和5年1月6日（金） 午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

なお、持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(4) 提出先

小松島市市民環境部人権推進課（市役所1階）

住所：〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号

(5) 提出部数

- ・提出書類①～⑤の順序で製本し、表紙の次頁から通し番号を付け、簡易なA4ファイル（左綴じ）で提出すること。
- ・正本 1部（代表者印を押印したもの）
- ・副本 10部（正本の写し）
（副本については提出書類の②④⑤には社名・社印等の提案者が特定される情報を削除又は黒塗り等で判読不能とすること。）
- ・CD-R 1枚（PDF形式で保存したもの）

1.1 審査方法等

(1) 公募型企画・提案方式受託者特定審査委員会の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、公募型企画・提案方式受託者特定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査及び評価

審査委員会は、審査委員会が定める提案書を特定するための評価基準（別紙1）（以下「評

価基準」という。)に基づき、提案者から提出された提案書を次のとおり審査及び評価する。

評価値の算定

提案内容評価得点及び評価額より評価値を次の計算式により算定する。

評価値＝提案内容評価得点÷評価額

評価値は小数点第3位までとし、第4位以下を四捨五入する。

・提案内容評価得点

提案者から提出された提案書の内容を、評価基準に基づき評価項目ごとに採点し、その評価項目ごとに採点した評点を合計して、提案内容評価得点を算定する。

・評価額

提案者から提出された見積書に記載の初期費用及び運用費用から評価額を次の計算式により算定する。

評価額＝初期費用＋運用費用×3

運用費用は60か月（5年間）運用した場合の金額とする。

評価額は万円単位とし、小数点第1位（小数第2位切り上げ）止めとする。

(3) 受注候補者の特定

審査委員会は、審査及び評価の結果、一定基準（提案内容評価得点が満点の6割以上の点数）を満たしている者のうち、評価値が最も高い提案書を提出した提案者を受注候補者として特定する。なお、評価値が最も高い提案書を提出した提案者が複数の場合は、審査委員の多数決をもって受注候補者を特定する。審査委員による多数決の結果が同数の場合は、委員長が受注候補者を特定する。なお、参加者が1提案者だけの場合でも審査及び評価を実施し、評価が一定基準（提案内容評価得点が満点の6割以上の点数）を満たしている場合は、その1提案者を受注候補者として特定する。

(4) 審査結果

審査結果は、提案書提出期限から2週間以内に提案者に対し結果通知書（様式11）により通知し、市ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果に関する異議申立てについては、受け付けない。

1.2 提案者の失格事項

提案者が次のいずれかに該当した者は失格となる。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等により、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

1.3 契約手続

市長は、受注候補者と発注業務の業務仕様について協議し、その内容を決定し、受注候補者と対象業務について契約を締結する。提案書に記載され、審査において評価した項目については、

原則として契約時の仕様に反映する。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受注候補者との協議により契約締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより、契約内容及び契約額の調整を行うことがある。

なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

1.4 その他の留意事項

- (1) 本件の提案方式に係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (4) 提出された書類等は、小松島市行政情報公開条例（平成12年小松島市条例第47号）で定める行政情報として取り扱う。

1.5 配布資料

- (1) 公募型企画・提案方式参加表明書（様式1）
- (2) 参加資格確認書（様式2）
- (3) 質問書（様式3）
- (4) 企画提案書（様式4）
- (5) 業務実施体制（様式5）
- (6) 要件適合性チェックリスト（様式6）
- (7) 見積書（様式7）
- (8) 辞退届（様式8）
- (9) 提案書を特定するための評価基準（別紙1）
- (10) 公募型企画・提案方式参加資格確認結果通知書（様式9）
- (11) 提案書提出依頼通知書（様式10）
- (12) 結果通知書（様式11）
- (13) 指名競争入札等参加資格審査申請書
 - ア 指名競争入札等参加資格審査申請書（様式第一号）
 - イ <営業種目区分表> 物品・役務
 - ウ 使用印鑑届（様式第二号）
 - エ 審査事項
 - オ 経歴書
 - カ 誓約書（様式第三号）